

庭 家

子どもの偏食

幼児を持つているお母さんに「子どもの健康について気になる点は」と尋ねると「ほとんどが『偏食』といえます。昔から、子どもの好ききらいは母親共通の悩みのタネのようです。ネギ、にんじん、しいたけなどに集中するのは、昔も今も変わりありません。しかし、子どもの偏食は老人や成人のそれと違って、年令とともに変わっていくものなのです。わが家の中だけの食生活から、学校の給食、寮や職場の食堂など、共同の場所でも自分の好みと違ったものをとる機会にぶつかりま

あなたがつくるページ

■戦争体験記録・第二次世界大戦中の体験を募集しています。従軍(大陸、南方、内地)被爆(空襲原爆)学徒動員、徴用(内地、外地)内地生活(衣食住、日常生活、学校生活)外地生活などで四百字



島村まよ(久枝)

ことし第一期公式戦では、優勝野中信香初段、二位藤田秀人四段



小笠原美鳥(領石)

三位水田光二段でした。会費は月五百円。月例会は毎月第一日曜日午前十時から野鳥アパート(後免町横町)で行っています。入会を希望する人は当日おいでください。

刈谷公男(西町)

■南園囲碁クラブ(会長・岡崎雅行五段)会員三十六人は、三ヶ月間にわたる総当りの公式戦、月例会、五人抜きなどの行事を行ない、会員相互の親睦を深めています。



常徳山香(廿枝)

■南園市の施設・高知市に通学する中学三年の男子です。夏、暑くて泳ごうと思っても約一時間かかって高知市内のプールや手結まで行かなければなりません。



北村時重(陣山)

■親子クイズ当選の賞品を送りたくないようです。後免町公民館の中に図書館があり、少しずつ充実されています。プールも図書館も早くできるといいですね。

■親子クイズ当選の賞品を送りく



親子クイズ

ご家族で話し合ってください。こたえは今月号の広報にのっています。

- しめきり
 - (一)南園市長の選挙は、十二月〇日です。
 - (二)養鰻のうなぎは、六カ月から長き五十年、〇〇〇号ほどの大きくなります。
 - (三)人権法律の無料相談は、毎月〇〇日、十時から十五時まで後免町公民館で行なっています。
- しめきり
 - 十一月十五日(木)
- おくり先
 - 〒七八三、南園市大垣、南園市役所、広報委員会、親子クイズ係
- 答えハガキには必ずお歳を書いてください。
- しようひん
 - 特賞二千円、一人
 - 残念賞(記念品)、十人
- ★特賞に前田ユミさん(前浜)
- 第二十五回の正解者発表
- ▼こたえ・(一)〇日、(二)〇日

結婚もまた、異なった食生活の歴史をもつ男女の共同生活です。昨年まで嫌だったものが、ある日、平気で食べられるようになることもあります。だから、お母さんは子どもの嫌いなものをいっさい覚えていないのです。忘れることが無理なら、忘れたような顔をして、なにげなく食卓へ並べてみましょう。「あなたはこれが嫌いだったわね」「あまり好きじゃないでしょう。」などと、口に出して子どもの好みをいたすに刺さず偏食をなくすことは、もちろんです。

油に火の入ったとき

なべに火が入ったらすぐにガスを止め、手早くフタをする。なべればお盆でもよい。こうして空気を遮断してから、ぞうきんでもふきんでも何んでもよいから、びしびしよにぬらしてなべを冷やすふたをしめたらしばらくはそのままだしておく。うっかり様子を見ようなどふたをとると、また燃え上がるから十分気を付けることです。

よく、塩や野菜クズなどを入るといいといいますが、あわてて菜の葉類をほうり込んだりすると余計に油がはねたり、あふれたりして危険なことがあります。

ださいます。ありがとうございます。私たちが去る七月頃、親子でクイズ当選以来、当落は別としてよく目を通す習慣ができました。これもクイズのおかげです。広報を通じて知り、知って行ない、行なって結果を生じ、結果により反省の上、前進の道を開く、この為にも市民のみならず親子クイズをたのしみながら広報をよく読まれるようおすすめしてください。

【問い】Aミシンの予約販売の契約をして払い込みを終わりました。ところが契約の機種がないから三方町ぐらいたして新機をとってこれといいますが、契約不履行です。で掛金を返してもらいたいのですが。

割賦販売の解約

【答え】AミシンのB支店長は、掛金は返せない、契約機種より性能もよく高価なものを契約金額で受け取ってほしいといいますが、質問者は契約機種がなければ掛金を返してほしいと主張。結局、B支店長に契約不履行の責任があるので、契約を解除し、支払済みの金額に利息をつけて返すべきであることを説明して、質問者に掛金と利息が



北岡幸雄(物部)

■先日は記念品いただきほんとうにありがとうございました。

細川司男(十市)

このように、最近持ち込まれた苦情で割合多くを占めているのは、前払式割賦販売のミシン、縫機、オルガン、書籍などの契約をした書かなければならなくなりました。

賦販売はほとんど苦情がありません。二んと割賦販売法で、契約書または申込書には赤字で次のことを書かなければならなくなりました。



かしこい消費者

けれど取り消したい、掛金をかけはじめたがやめたなど、いろいろあります。それに比べて品物を先に受け取ってから払う後払式割

▼消費者は契約書または申込書を受け取ってから四日間に書面で解約の申し込みをすると無条件で解約できる▼商品の引渡しがすんで

日、(三)〇歳でした。▼特賞二千円、前田ユミ(前浜) 残念賞(記念品) 杉本弥生(前浜) 高橋佐知(植野) 鍋島里香(十市) 葛目通江(岡野町) 松木理恵(片山) 中沢忠夫(稲生) 佐竹洋子(田村) 中島徹(十市) 戸根多加子(稲生) 荻谷美恵子(前浜) ■広報や市の行政に対するあなたの意見をお寄せください。

いるときは、その引取りに必要な費用は販売業者がみる▼消費者がすでに代金の一部を支払っているときは、その代金をかえしてもらえる。このように消費者は保護されるようになりましたが、途中からの解約は、非常に不利益になりますので、契約書に印を押すときは、よく読み、よく考えてからにすることが大切です。なお、割賦販売法が定められるのは、衣服、家具、寝具、台所用品、家電製品、書籍、ミシンなど耐久性のあるものとなっていますが、自動車、運搬車は解約の特例が除かれています。もし、契約などでトラブルが起ったときは、ご相談ください。消費生活センター